

食料自給率向上へ農政の根本的転換を求める意見書

食料をめぐる内外の情勢は激変し、国連食糧農業機関（FAO）によると、この3月以来多くの途上国で「食料が足りない」「高騰して買えない」事態が広がり、国連の世界食糧計画（WFP）も、30カ国が食糧危機となりうち23カ国が「深刻な情勢」と警告しているほどです。

農水省の「海外食糧需給レポート2007」は、世界穀物在庫率（年間消費量に対する期末在庫量の割合）が14.7%まで低下、この40年間で最低になり「危険水域」と報じています。

これは、①新興国・途上国の人口増加と経済成長による需要増大、②バイオ燃料ブームによる原料穀物に対する爆発的な需要増加、③地球温暖化による生産の不安定化などが原因とされ、一時的なものではなく長期的、構造的なものです。

このため、穀物輸出国は相次いで輸出規制に乗り出しています。

いまや、「食料は安い外国から買えばよい」という時代ではなくなりつつあります。

ところがわが国は、その気になれば食料を自給する条件も力もあるのに、食料自給率を世界でも異常な39%、穀物自給率27%まで低下させてきたのです。にもかかわらず、政府は今年も輸入自由化、生産者価格は市場任せを前提にしています。これでは食料自給率はますます低下し、国民の食と農の不安に応えることはできません。

いま必要なことは、日本農業と農村に活力を取り戻し、消費者国民の豊かな食生活と健康を保障するためにも、また、食料不足とその価格高騰に苦しむ発展途上国の人々との真の連帯のためにも、わが国が農政を根本的に転換し、食料自給率向上と日本農業の再生に踏み出すことです。

よって、政府に今こそ農業経営の持続可能な条件を保障するために、コストを償う生産者価格の保障と多面的機能を評価した所得保障の抜本的な充実、多様な担い手への支援の充実、食料主権の確立など、自給率向上と日本農業再生に向かって、農政の根本的転換に踏み出すよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2008年6月16日

名 寄 市 議 会